

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社東京一番フーズ
【英訳名】	TOKYO ICHIBAN FOODS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂本 大地
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目6番1号
【電話番号】	03-5363-2132
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 井野 一三美
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目6番1号
【電話番号】	03-5363-2132
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 井野 一三美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期連結 累計期間	第14期 第1四半期連結 累計期間	第13期
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成23年 9月30日
売上高(千円)	1,187,114	1,170,294	3,021,372
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	205,641	248,889	67,670
四半期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	139,558	202,621	139,351
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	139,558	202,621	139,351
純資産額(千円)	1,200,748	1,139,081	935,119
総資産額(千円)	1,939,132	1,859,951	1,386,575
1株当たり四半期純利益金額又は当期純 損失金額( ) (円)	1,677.36	2,404.91	1,688.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,630.50	2,361.94	-
自己資本比率(%)	61.9	59.9	65.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第13期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災からの復興が進み、自粛ムードであった個人消費も平常に戻り、経済活動は一時の落ち込みから回復しつつあるものの、円高の進行、欧州の経済危機等、不透明な状況にあります。

外食業界におきましても、消費者の節約志向が依然強く、企業間の競争激化から経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

こうした環境の中、当社グループは、店舗運営において、食材・サービス・店舗空間に徹底したこだわりと、しかもリーズナブルな価格帯でのサービスを提供する取組みを強化してまいりました。さらに、とらふぐ亭では、原点に立ち返り、人材育成教育プログラムの充実を図り、また、前期リニューアルオープンした新業態の「ふぐよし総本店 綱島」、「おいしい寿司と活魚料理 魚の飯 新橋」、「美味しい刺身と串かつ 串の助」では、おすすめメニューの強化を図ることで、ともに順調に推移しております。また、当社グループの株式会社長崎ファームにおいては、中長期計画に基づいて、とらふぐ、クロマグロ等の海面養殖事業を開始しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における業績について、当社既存店売上高は順調に推移したものの、子会社長崎ファームの外部売上げの減少により連結売上高は、11億70百万円（前年同期比1.4%減）となりました。一方、損益面では、営業利益2億45百万円（前年同期比21.7%増）、経常利益2億48百万円（前年同期比21.0%増）、四半期純利益2億2百万円（前年同期比45.2%増）となり、前年同期を上回りました。

#### (2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3)研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	85,130	85,130	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	85,130	85,130	-	-

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年10月3日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年12月31日)
新株予約権の数(個)	250(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,800(注3)
新株予約権の行使期間	自平成19年10月5日 至平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,800 資本組入額 2,400
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使は認められない。したがって、権利行使は1個またはその整数倍毎に権利行使するものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役及び監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合並びにその他取締役会決議が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>この他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成17年10月3日臨時株主総会決議に基づき、取締役2名及び従業員9名に対して465個の新株予約権を付与しましたが、退職及び権利行使に伴い平成23年12月31日現在、250個となっております。
2. 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式数を次の算式により調整する。ただし、かかる調整は当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3. 発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使による新株を発行をする場合を除く)を行う場合には、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社が他社と吸収合併または新設合併を行いもしくは株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調節されるものとする。

4. 当社は平成19年7月1日付で普通株式1株を5株に分割する株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 平成18年3月13日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年12月31日)
新株予約権の数(個)	187(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	935(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,000(注3)
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,000 資本組入額 3,000
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使は認められない,したがって、権利行使は1個またはその整数倍毎に権利行使するものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役及び監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合並びにその他取締役会決議が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>この他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成18年3月13日の臨時株主総会特別決議に基づき、取締役1名及び従業員73名に対して375個の新株予約権を付与しましたが、退職及び権利行使に伴い平成23年12月31日現在で187個となっております。
2. 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式数を次の算式により調整する。ただし、かかる調整は当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3. 発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社が他社と吸収合併または新設合併を行いもしくは株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調節されるものとする。

4. 当社は平成19年7月1日付で普通株式1株を5株に分割する株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成20年12月24日定時株主総会特別決議に基づく平成21年12月4日取締役会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,120(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,120(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22,700(注3)
新株予約権の行使期間	自平成23年12月18日 至平成30年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22,700 資本組入額 11,350
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役及び監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合並びにその他取締役会決議が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>この他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注(4)

(注)1.平成20年12月24日の定時株主総会特別決議に基づく平成21年12月4日取締役会において決議され、当社取締役2名、当社監査役3名、当社従業員73名及び社外協力者1名に対して2,515個の新株予約権を付与しましたが、退職に伴い平成23年12月31日現在で2,120個となっております。

2. 新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式数を次の算式により調整する。ただし、かかる調整は当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換もしくは株式移転（それぞれが完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、および新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう、以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

a. 新株予約権により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等の増加限度額から同a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得条項

a. 当社が消滅会社となる合併契約承継の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

b. 新株予約権の割当てを受けた者が権利行使する前に、新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

c. 新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	10	85,130	30	468,830	30	370,830

(注) 新株予約権行使に伴う新株発行によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 875	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 84,245	84,245	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	85,120	-	-
総株主の議決権	-	84,245	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式数に対する 所有株式数の割合(%)
(株)東京一番 フーズ	東京都新宿区 新宿五丁目6番1号	875	-	875	1.03
計	-	875	-	875	1.03

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	478,952	788,248
売掛金	44,374	169,225
仕掛品	17,044	42,603
原材料	21,909	44,903
その他	51,485	51,014
流動資産合計	613,767	1,095,996
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,244,780	1,244,780
減価償却累計額	1,065,586	1,070,698
建物及び構築物(純額)	179,193	174,081
機械装置及び運搬具	17,599	17,599
減価償却累計額	14,270	14,677
機械装置及び運搬具(純額)	3,328	2,921
工具、器具及び備品	273,817	274,507
減価償却累計額	240,991	244,960
工具、器具及び備品(純額)	32,826	29,546
土地	147,365	147,365
有形固定資産合計	362,713	353,914
無形固定資産		
ソフトウェア	2,209	2,040
無形固定資産合計	2,209	2,040
投資その他の資産		
敷金及び保証金	367,778	367,508
破産更生債権等	21,478	21,478
その他	40,107	40,491
貸倒引当金	21,478	21,478
投資その他の資産合計	407,885	407,999
固定資産合計	772,807	763,954
資産合計	1,386,575	1,859,951

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	49,380	177,354
1年内返済予定の長期借入金	43,572	43,572
1年内償還予定の社債	61,500	56,000
未払金	105,180	186,405
未払法人税等	9,652	48,170
賞与引当金	8,040	-
その他	47,893	91,447
流動負債合計	325,219	602,949
固定負債		
長期借入金	70,987	62,178
負ののれん	9,439	8,152
その他	45,809	47,590
固定負債合計	126,235	117,920
負債合計	451,455	720,870
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	468,800	468,830
資本剰余金	370,800	370,830
利益剰余金	103,005	305,626
自己株式	30,339	30,339
株主資本合計	912,266	1,114,947
新株予約権	22,853	24,134
純資産合計	935,119	1,139,081
負債純資産合計	1,386,575	1,859,951

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】  
【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 1 四半期連結累計期間 】

( 単位：千円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日)
売上高	1,187,114	1,170,294
売上原価	378,389	336,174
売上総利益	808,725	834,119
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	146,169	146,636
雑給	99,046	89,889
賞与引当金繰入額	5,622	-
広告宣伝費	10,508	7,073
販売促進費	4,567	2,610
減価償却費	11,400	8,547
不動産賃借料	110,100	107,677
その他	219,313	225,890
販売費及び一般管理費合計	606,729	588,325
営業利益	201,995	245,794
営業外収益		
受取利息	56	27
負ののれん償却額	1,287	1,287
協賛金収入	1,115	1,664
その他	1,939	1,038
営業外収益合計	4,399	4,017
営業外費用		
支払利息	556	673
その他	197	249
営業外費用合計	753	922
経常利益	205,641	248,889
特別利益		
固定資産売却益	7,798	-
特別利益合計	7,798	-
特別損失		
減損損失	8,034	-
訴訟和解金	-	1,364
特別損失合計	8,034	1,364
税金等調整前四半期純利益	205,405	247,525
法人税、住民税及び事業税	65,847	44,903
法人税等合計	65,847	44,903
少数株主損益調整前四半期純利益	139,558	202,621
四半期純利益	139,558	202,621

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	139,558	202,621
四半期包括利益	139,558	202,621
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	139,558	202,621



【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
1 保証債務 F C加盟店オーナーの金融機関からの借入債務に対する債務保証の金額は次のとおりであります。 44,156千円	1 保証債務 F C加盟店オーナーの金融機関からの借入債務に対する債務保証の金額は次のとおりであります。 42,320千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
当グループの売上高(又は営業費用)は、通常の営業形態として、上半期(第1,第2四半期)におけるふぐ料理の需要が大きいいため、上半期の売上高(又は営業費用)と下半期の売上高(又は営業費用)との間に著しい相違があり、業績に季節的変動があります。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 11,400千円 負ののれん償却額 1,287千円	減価償却費 9,826千円 負ののれん償却額 1,287千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社グループにおいては、飲食事業及び水産物の販売を行っております。水産物の販売は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

当社グループにおいては、飲食事業及び水産物の販売を行っております。水産物の販売は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1,677円36銭	2,404円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	139,558	202,621
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	139,558	202,621
普通株式の期中平均株式数(株)	83,201	84,253
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,630円50銭	2,361円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後) (千円))	-	-
普通株式増加数(株)	2,391	1,533
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社東京一番フーズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 功 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 達弥 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京一番フーズの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京一番フーズ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。